

正本

農用地利用計画変更不同意審査申出事件

申出人 我孫子市長  
相手方 千葉県知事

準備書面(1)

平成22年4月2日

自治紛争処理委員 御中

相手方代理人 弁護士

古屋 紘 昭



相手方指定代理人

寺内 敏一



同

松本



同

久根崎 正利



同

富樫 俊彦



同

岩崎 進



同

伊藤 洋



同

鳥潟 直人



相手方は、平成22年3月26日の検証期日におけるやり取りに関し、以下のとおり反論する。

### 1 国営手賀沼干拓土地改良事業の概要説明について

(1) 農林水産省関東農政局の説明者は、国営手賀沼干拓土地改良事業（以下「本事業」という。）の概要について、自治紛争処理委員現場検証説明資料（乙11号証）に基づき説明を行ったが、その説明は、主に干拓事業のやり方や排水機場で水位を何メートル位の高さに調節しているかなどという説明のみで（乙12号証）、本事業の目的が、低湿地でほとんど全部の水田が単作田であったものを完全なる二毛作可能地にすることにあることや（乙11号証、2頁）、本事業の施行による排水効果により10アール当たり0.5石の增收が見込まれること（乙11号証、17頁）などの説明が一切なされていない。このような説明では、本事業の目的がいかなるものであるかは到底判断できないといわざるを得ない。

(2) また、関東農政局の説明者は、根戸新田の土地14.8haのうち、排水の受益地であるとする6.6ha以外の土地8.2haは、当初から事業の施行区域に入っていたのかとの旨の自治紛争処理委員の質問に対し、当初から土地改良事業の実施区域ではないと明言し、その理由として、上の方は高くなっているからではないかと発言した（乙13号証）。

これに対し、相手方の代理人が、6.6haを受益地として特定したのは土地改良の賦課金が支払われていることが確認できた部分だけを取り上げたため、土地改良事業概要図の記載からみても根戸新田の土地の過半は排水受益となっているから、8.2haの土地全てが当初から事業の施行区域ではない旨の説明は疑問であると指摘したうえで、本事業の実施のためには土地所有者等の同意が必要なので、本事業の施行区域の範囲は、当時の書類をみれば分かるはずだし、本事業は国営事業であるから、関係図書は国に保管されているはずであると指摘したところ、関東農政局の説明者は、古いことなので資料はあるかどうか分からぬ旨答えた（乙13号証）。

そもそも、関係資料がないのであれば本事業の施行区域がどの範囲であるかは正確には分からぬはずであるから、8.2haの土地が当初から施

行区域でなかつたなどと断言できるはずはない。

いずれにしても、関東農政局による説明は、自治紛争処理委員に誤解を与える、本件事業の説明として不十分なものであるといわざるを得ない。

## 2 現場での申出人の説明について

(1) 申出人代理人は、視察ポイント③（検証期日に我孫子市から配布された現場検証資料参照）の現場で、排水については農地の所有者が自ら暗渠排水を施しており、本件事業では何らの工事もされていない旨説明した（乙14号証）。また、同代理人は、視察ポイント④の3でも本件事業では排水について何らの施設も設置されていない旨説明した。さらに、同代理人は、視察ポイント④の6でも、都市計画道路ができたため排水が不良になり、農地の所有者が自ら沼側へポンプアップして排水している旨説明した（乙14号証）。

しかし、これらの説明は、いずれも、本件事業が施行され、手賀排水機場のポンプにより手賀沼の水位が適切に調節された結果、農地の所有者が自ら手賀沼へ排水することで営農が可能となったという点を敢えて説明せずに、国営事業としては排水施設が何ら設置されていないという点のみを強調して説明しているものであって、自治紛争処理委員に誤解を与えかねず、説明の仕方として不適当である。

(2) また、同代理人は、視察ポイント④の2で、都市計画道路によって農用地が分断され、手賀沼と道路との間に農地が孤立している旨説明し、視察ポイント④の3でも同様の説明をした。さらに、同代理人は、視察ポイント④の4、④の5及び④の6でも都市計画道路で農用地が分断されている旨説明した（乙14号証）。

しかし、本件紛争の最大の争点は、本件事業が農業の生産性を向上させることを目的とした事業に該当するかどうかであって、根戸新田の土地が都市計画道路（なお、この道路は我孫子市道である。）で分断されているかどうかなどではない。都市計画道路で分断されているといったところで、なお10ha以上のまとまりのある農地があり、いずれの農地も現に耕作の用に供されていることは現場検証の結果から明らかである。

申出人代理人の説明は、根戸新田の土地が都市計画道路で分断されている

などというおよそ争点とは無関係の事柄を強調し、あたかもこれらの農地を農用地区域に含める必要がないかのごとく言うものであって、これもまた自治紛争処理委員に誤解を与えかねず、説明自体不適切である。

以 上